

証券コード1716

2021年12月1日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地  
第一カッター興業株式会社  
代表取締役社長 高 橋 正 光

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使方法の詳細につきましては、5頁から6頁の〈インターネットによる議決権行使のご案内〉をご参照ください。

ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願い申し上げます。

当日は、入口で検温を実施させていただく予定でございます。発熱や体調不良が見受けられる方にはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着席を推奨させていただきます。席数に限りがございますため、多くの方にご来場いただいた場合にはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議決権を事前に行使していただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月15日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年12月16日（木曜日）午前10時(受付開始午前9時30分)

2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目11-1

茅ヶ崎市民文化会館 大ホール

(前回の定時株主総会と株主総会会場が異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第54期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第54期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 辞任取締役及び辞任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネットの当社ウェブサイト(アドレス<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>)に掲載しており、本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った計算書類等の一部であります。
- ◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネットの当社ウェブサイト(アドレス<https://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。
- ◎ 本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

## 株主の皆様方へのお詫び

当社の連結子会社株式会社光明工事にて不正な資金流用と不適切な利益相反取引がありました。2021年8月5日に公表いたしました「当社連結子会社における不正資金流用疑惑につきまして」及び2021年8月6日に公表いたしました「第三者委員会設置に関するお知らせ」においてお知らせいたしました通り、外部の専門家（法律事務所、会計事務所）を中心に構成される第三者委員会を設置し、本件の事実関係について徹底した調査を行ってまいりました。

当社は、2021年10月8日付「第三者委員会の調査結果報告書の受領に関するお知らせ」にて公表しました通り、第三者委員会より、本件不適切な会計処理に係る調査報告書を受領し、本件不適切な会計処理の事実関係等及びその原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けました。

上記調査を行う必要があったため、「第54期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第54期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件」を本臨時株主総会にて報告させていただくべく、当開催ご通知をご案内させていただいている次第であります。

当社は、第三者委員会の調査結果報告書の内容を真摯に受け止め、2021年10月29日に開催した取締役会において、下記の通り関係者の処分を決議いたしました。

代表取締役社長である高橋正光氏は報酬自主返納（50%）を6ヶ月間、取締役である安立陽氏は辞任及び役員退職慰労金一部自主返納、監査役である渡辺清二氏及び林晃司氏も同様に辞任及び役員退職慰労金一部自主返納となります。

当社は、今回の不適切な会計処理の問題を踏まえて、今後具体的な再発防止策の策定、実施及び内部管理体制等の強化に努めてまいります。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心からお詫び申し上げます。

## 議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

日時 2021年12月15日（水曜日）午後5時到着分まで

### 2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日時 2021年12月15日（水曜日）午後5時まで

※詳細につきましてはP. 5～P. 6【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

### 3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年12月16日（木曜日）午前10時

会場 茅ヶ崎市民文化会館 大ホール

裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

⚠️ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 1 QRコードを読み取る  
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



- 2 議決権行使方法を選ぶ  
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

議決権行使方法の選択画面

確認画面へ

賛否行使画面へ

議決権行使

議決権行使(再入力)

投票権数

投票ID

パスワード

- 3 各議案の賛否を選択  
画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

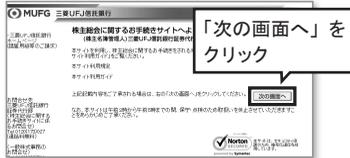
会社控率		
	議案	原案に対して
第1号議案	議案 1	賛成
第2号議案	議案 2	賛成
番号1		賛成
番号2		賛成
番号3		賛成

画面の案内にしたがって行使完了です。

2回目以降のログインの際は…  
次ページの記載のご案内にしたがって  
ログインしてください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 1 議決権行使サイトにアクセスする

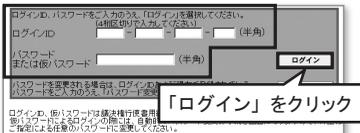


議決権行使サイト

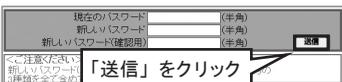
<https://evote.tr.mufg.jp/>



### 2 お手元の議決権行使書紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

#### システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

 0120 - 173 - 027

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

(提供書面)

## 事業報告

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が停滞し、企業収益が低水準で推移するなど厳しい状況が続きました。

国内建設市場におきましては、国土強靱化計画等を背景とする公共投資は底堅く推移したものの、民間設備投資は企業収益悪化の影響を受けて縮小する傾向にあり、受注環境は厳しさを増しております。

このような状況下で当社グループは、切断・穿孔工事事業、ビルメンテナンス事業、リユース・リサイクル事業の全ての事業において積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、全てのセグメントにおいて売上高が増加したため、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は19,337百万円（前年同期比10.9%増）となりました。また、売上高の増加に伴い、営業利益は2,760百万円（前年同期比20.2%増）、経常利益は2,936百万円（前年同期比18.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,743百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

今後とも変わらぬ御支援の程、宜しくお願い申し上げます。

## セグメント別売上高実績

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)		当連結会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)	
	金 額	前年同期比(%)	金 額	前年同期比(%)
切 断 ・ 穿 孔 工 事 事 業	15,311,694	121.0	16,898,047	110.4
ビルメンテナンス事業	358,646	106.2	430,222	120.0
リユース・リサイクル事業	1,769,735	94.1	2,009,522	113.5
合 計	17,440,076	117.3	19,337,792	110.9

- (注) 1. 金額には消費税等が含まれておりません。  
2. セグメント間取引は相殺消去しておりません。

## (2) 主な事業の内容 (2021年6月30日現在)

当社グループの事業は、各種舗装及びコンクリート構造物の切断・穿孔工事事業、ビルメンテナンス事業及びリユース・リサイクル事業から成り立っております。主要な事業の内容は、次のとおりであります。

### ①切断・穿孔工事事業

#### イ. フラットソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用した最も一般的な工法で、公共事業に関する電気、電話、ガス、上下水道、情報ボックスなどの配管埋設工事、また新設コンクリートの目地切、床版撤去など幅広い分野で使用されております。

#### ロ. コアドリリング工事

ダイヤモンドビットを使用し、コンクリート建築物の空調や衛生設備などの配管、各種配線工事の孔あけ、コンクリート構造物の強度試験用サンプル採取など多用途に用いられております。

#### ハ. ワイヤソーイング工事

ダイヤモンドチップを焼結させたワイヤーを使用し、コンクリート構造物に巻き付け切断する工法であります。遠隔操作が可能なため水中、高所、地下の構造物などあらゆる場所で厚大断面の切断が可能です。

## ニ. ウォールソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用し、壁面をはじめあらゆるコンクリートの切断工事を行います。機械は軽量で持ち運びが可能のため、狭い場所や高層ビル等での工事に多用されております。

## ホ. 空港灯火工事

空港の夜間飛行用灯火の設置工事であります。移動時間の短縮、効率化を図り、緊急時にすばやい退避が必要となるため当社グループが独自開発した特装車を使用します。

## ヘ. グルーピング工事

ハイドロプレーニング現象による事故防止のため空港の滑走路や高速道路、滑りやすい路面などに利用されます。路面に細かい溝を切る工事で、水はけを良くしタイヤと路面とのすべり抵抗を改善し、曲がりくねった坂道では横滑り防止に効果が認められております。

## ト. ウォータージェット工事

水の力で「切る、はつる、洗う、剥す、削る」という多彩な機能をこなすジェット水流を利用した切削システムであります。繊細な作業にも適した精度と、高水圧が生み出すパワーは、ウォータージェットならではのメリットであり、粉塵の発生もなく、環境にたいへんやさしい工法であります。

## ②ビルメンテナンス事業

マンション等の配管洗浄を中心とした事業であります。

## ③リユース・リサイクル事業

中古パソコン等の販売を中心とした事業であります。

(3) 主要な営業所並びに使用人の状況 (2021年6月30日現在)

①主要な営業所

イ. 当社

本社	神奈川県茅ヶ崎市
プラント事業部	神奈川県茅ヶ崎市
ビルメンテナンス事業部	神奈川県茅ヶ崎市
東京支店	東京都江東区
茅ヶ崎営業所	神奈川県茅ヶ崎市
千葉営業所	千葉市稲毛区
水戸営業所	茨城県水戸市
栃木営業所	栃木県栃木市
高崎営業所	群馬県高崎市
さいたま営業所	さいたま市岩槻区
北陸営業所	新潟市西蒲区
仙台営業所	宮城県多賀城市
札幌営業所	北海道北広島市

ロ. 子会社

(株)ウォールカッティング工業	愛知県あま市 (本社)
(株)光明工事	愛媛県松山市 (本社)
(株)新伸興業	沖縄県豊見城市 (本社)
(株)ムーバブルトレードネットワークス	東京都千代田区 (本社)
(株)アシレ	神奈川県横浜市 (本社)

## ②従業員の状況

### イ. 企業集団の従業員の状況

区 分		前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	543名	35名(増)	38才 0ヶ月	10年 7ヶ月
女 性	65名	5名(増)	40才 1ヶ月	8年 2ヶ月
合計または平均	608名	40名(増)	38才 2ヶ月	10年 4ヶ月

(注) 従業員数は役員34名、嘱託25名及び臨時従業員112名を含んでおりません。

### ロ. 当社の従業員の状況

区 分		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	369名	17名(増)	37才 9ヶ月	11年 9ヶ月
女 性	38名	一名(一)	39才 10ヶ月	9年 2ヶ月
合計または平均	407名	17名(増)	38才 0ヶ月	11年 6ヶ月

(注) 従業員数は役員8名、嘱託20名及び臨時従業員74名を含んでおりません。

## (4) 主な借入先 (2021年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	4,649千円

## (5) 資金調達、設備投資等の状況

### ①資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株式の募集等による資金調達は行っておりません。

### ②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,936,268千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具	411,050千円
営業所移転・改修	1,148,561千円

## (6) 財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2018年6月期)	第 52 期 (2019年6月期)	第 53 期 (2020年6月期)	第 54 期 (2021年6月期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	16,283,654	14,871,802	17,440,076	19,337,792
経 常 利 益 (千円)	2,263,436	1,843,825	2,482,784	2,936,089
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,487,655	1,251,051	1,523,817	1,743,496
純 資 産 額 (千円)	9,822,659	10,956,318	12,548,502	14,321,265
総 資 産 額 (千円)	12,707,617	13,304,998	15,533,540	17,991,723
1株当たり当期純利益 (円)	130.69	109.90	133.86	153.16
自 己 資 本 比 率 (%)	74.3	79.3	77.1	75.8

- (注) 1. 売上高には消費税等が含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
3. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ウォールカッティング工業	10,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業
(株)光明工事	15,000千円	66.7%	切断・穿孔工事事業
(株)新伸興業	10,000千円	51.0%	切断・穿孔工事事業
(株)アシレ	15,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業
(株)ムーバブルトレードネットワークス	99,800千円	50.2%	リユース・リサイクル事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な消費の落ち込みや生産活動の停滞が国内・国外経済にもたらす影響の大きさは計り知れず、厳しい状況が続くものと見込まれます。

当社グループが主力事業を展開しております建設業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により工事の中止や延期が懸念されるとともに、労務・資材の需給逼迫による建設コストの増大が見込まれるため、受注環境は厳しくなるものと考えております。

当社グループはこのような厳しい経営環境に対処すべく、グループ全体として、①人材採用・育成の強化・拡充、②営業展開の強化、③協力的なネットワークの強化、④研究開発の強化を基本戦略とし、この基本戦略を念頭に、各事業ごとに以下の取り組みを行ってまいります。

まず、切断・穿孔工事事業につきましては、公共、民間ともに老朽化対策が推進されるなか、市況の影響を受けにくい高速道路・鉄道などの輸送インフラ、及び長寿命化計画や修繕・改修が不可欠となる産業インフラをターゲットとした営業展開を図ることで、計画的な売上確保・案件獲得を進めてまいります。

次に、ビルメンテナンス事業につきましては、今後もエリアの拡大及び作業員の増員を行うことで施工体制の強化・新規顧客の獲得に努めてまいります。

最後に、リユース・リサイクル事業につきましては、引き続き新規顧客の開拓及び付加サービスの拡充に努めてまいります。

全事業に共通する取り組みとして、施工の効率化、技術レベルのアップ及び原価管理の促進を図り、収益の向上に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応といたしまして、当社グループ全体で事務所内における3密（密閉、密集、密接）回避等の対策を実施しており、今後も感染拡大防止に努めてまいります。

また、当社は、2021年8月6日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社連結子会社である(株)光明工事で発覚した不正資金流用疑惑について、外部の専門家から構成される第三者委員会を設置して実態の解明に努め、2021年10月8日付で調査結果報告書を受領いたしました。調査の結果、(株)光明工事において、一部の役職員が内部書類の偽造等による旅費の過剰計上により「旅費交通費」の名目で資金を引き出し、接待等に費消していたこと、及び(株)光明工事と(株)バランスコントロール(本社：愛媛県松山市)との間において、物

品の発注や外注工事の発注が行われており、その一部に利益相反取引に該当する取引や不適切な取引が含まれていたことが判明いたしました。

当社は今回の第三者委員会による調査結果報告書の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に努める方針であります。

1) コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス基本理念及び行動指針を策定・公開し、グループ全体で、リベート文化等、旧態依然とした建設業界の悪しき慣習と決別する決意の下、特化した技術と高いサービスの提供で選ばれる会社になるべく、社内外にその決意を表明する。
- ② 上命下服的な風通しの良くない企業風土を改善し、全社員特に若い人達が自分らしさ、創意工夫を発揮できる企業風土を創るため、グループ全体で、1on1ミーティングやエンゲージメント評価など、心理的安全性を高めるあらゆる施策を講じる。

2) 役員・従業員のガバナンス・コンプライアンスに対する意識改革のための教育

- ① グループ全体の役員・従業員に対して、外部講師による役職別・階層別の講義スタイルの研修のほか、役員から従業員への縦の教育、ケーススタディ、ディスカッションなど、多種多様な「自分事化する」取り組みを定期的実施する。
- ② 定期以外にも、グループ会社の役員含め、管理監督者には、役付のタイミンングで、各階層にあったコンプライアンス研修を義務付け実施する。
- ③ 定期以外にも、グループ会社の全従業員には、メンターメンティー制度を通じ、斜めの関係からの面でも複合的に、コンプライアンス基本理念の浸透を図ってゆき、グループ全体の意識改革を推進する。
- ④ 教育効果を確認するため、コンプライアンスの理解度テストを定期的実施する。
- ⑤ 幹部育成研修の一環として、ガバナンス・コンプライアンス教育を定期的実施する。

- 3) 取締役会のあり方の見直し
  - a. 当社の取締役会のあり方を見直すため、
    - ① 社外取締役を過半数とした構成とし、社外取締役による取締役会の監督機能の実効性を確保する。
    - ② 取締役規程における付議、報告事項をコンプライアンスを重視し、見直しを行う。
    - ③ 取締役会の下位の業務執行機関である経営会議に、管理系の執行役員を参加させ、取締役会への議案、報告の適法性と妥当性のチェック、社内と社外取締役の情報の非対称の解消に努める。
  - b. グループ子会社の取締役会のあり方を見直すため、
    - ① 当社からグループ子会社への派遣取締役・監査役には、管理系の執行業務兼任者を派遣する。
    - ② グループ子会社取締役会の議案、報告の適法性と妥当性の監督機能向上を図る。
- 4) コンプライアンス体制の強化
  - ① 業務執行部門の支援に加え、牽制機能としての経理・財務・法務等の管理部門の充実化を図る。
  - ② 内部監査室の体制及び権限強化を図る。
  - ③ 内部監査室から代表取締役のみならず社外取締役や監査役会へのダブルレポートラインを実施する。
  - ④ コンプライアンス委員会のPDCAの適正化と、実効性向上の為に法務部、内部監査室等の構成員、及び取締役会、監査役会へのレポートラインの見直しを行う。
- 5) グループ全体のガバナンスシステムの構築
  - ① 外部コンサルタント起用による、第一カッターの内部監査規程・要綱の見直しを行う。
  - ② 外部コンサルタント起用による、グループ子会社の現行業務フロー評価及び管理規定のチェックと見直しを行う。

- ③ 子会社マネジメントに関するグループ全体のプラットフォームを整備する。
1. グループ会社統括業務を管理本部長が行う。
  2. 親会社内部監査室による適法性の監査の充実を図る。
  3. 親会社からの派遣取締役・監査役による適法性と妥当性の監督の充実を図る。
  4. 親会社監査役、内部監査室、派遣取締役、派遣監査役によるオンライン等で、監査の共有や教育に関して情報交換会を実施し、グループ全体で、重層的に、不正の見落としの防止を行う。
  5. グループ全体の監査・監督に係る役職員の力量を担保する為、ガバナンス・コンプライアンスに関する最新情報の入手の為の講習会等受講の統制を、管理本部長が行う。

#### 6) 内部通報制度の充実化

- ① 内部通報制度を社内、社外の2系統とし、社外の通報窓口(法律事務所等)を新設する。
- ② 現在の目安箱制度を内部通報制度として制度化し、現在の内部通報窓口と統合して従業員の利用しやすさを改善する。また、グループ全体へ、定期的に、制度の周知徹底を行う。
- ③ 従業員の利便性改善、確かなフィードバック、確実に通報を管理できるよう、管理本部において調査体制を改善する。
- ④ 役員の法令等違反に関する専用通報窓口の創設を図る。
- ⑤ 通報者保護の為、グループ全体へ、定期的に、公益通報者保護制度の周知徹底を行う。

#### 7) グループ全体の内部監査、監査役監査、監査人による会計監査の連携強化及び実効性確保

- ① 内部監査室は執行だけでなく監査役にも報告を行うダブルレポートラインを実施する。
- ② 親会社の内部監査室は、グループ会社の派遣取締役や派遣監査役とも連携して監査計画を策定する。

- ③ 会計監査人は、特定監査人以外の監査役や内部監査室長にも、マーリングリスト等を利用して、特定監査人と同様の情報が共有できるよう連携する。

#### 8) コンプライアンス重視の人事

- ① 人事考課にあたっては、法令遵守の意識、社内規程の習熟度、コンプライアンスに対するコミットメントや理解度テスト結果等を重要な評価項目とする。
- ② 役員の選定においては、候補者のコンプライアンス意識を確認する場として、指名報酬委員会がインタビューし取締役会が最終的に判断できるシステムを構築する。

#### 9) 社内コミュニケーションの改善

- ① 情報統制は必要最低限として、可能な限りの情報公開と新しい情報共有の手段を実現していく。
- ② チームビルディングによって、対話・よく聞く文化・心理的安全性（議論できる）を高めていくために、ワークショップの手法をグループ全体に展開していく。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 専務取締役	高 橋 正 光 安 立 陽	工事本部長 ㈱光明工事 取締役 ㈱ユニベック 取締役
取 締 役	川 内 幸 喜	安全環境部長
取 締 役	原 田 英 治	英治出版㈱ 代表取締役
取 締 役	松 田 文 子	(公財)大原記念労働科学研究所 特別研究員 (公財)大原記念労働科学研究所 総務部部長
常 勤 監 査 役	渡 辺 清 二	㈱ウォールカッティング工業 監査役 ㈱光明工事 監査役 ㈱アシレ 監査役 ㈱ユニベック 監査役
監 査 役	泉 貴 嗣	ゴール㈱ 監査役 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 理事
監 査 役	林 晃 司	林晃司公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、原田英治氏及び松田文子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、泉貴嗣氏及び林晃司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役のうち、原田英治氏及び松田文子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役のうち、泉貴嗣氏及び林晃司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役林晃司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役原田英治氏、松田文子氏及び社外監査役泉貴嗣氏、林晃司氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等を起因とする損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、利益または便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象外となっております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役ならびに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬額の総額等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2008年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針となる内規を制定いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬の算定において、業績連動報酬は採用していませんが、内規に基づいて、役位、業績及び従業員の賞与水準等を考慮しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

役員退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に則り、算定し、支給いたします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2001年9月26日開催の第34回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております(使用人分給与は含みません。)。当該定時株主総会終了時点の取締役員数は6名です(うち、社外取締役は0名)。監査役の報酬は、2016年9月27日開催の第49回定時株主総会において年額5千万円以内と限度額を決定しております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名です。

当事業年度における当社の各取締役の報酬等の額は、2020年9月27日開催の第53回定時株主総会後の取締役会で、限度額の範囲内において、上記方針に従い決定しております。また、各監査役の報酬等の額は、限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

役員の退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に則り算定し、支給いたします。

③役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取 締役)	67,189 (5,719)	59,228 (4,800)	—	7,961 (919)	5 (2)
監査役 (うち社外監 査役)	19,500 (9,099)	18,000 (8,400)	—	1,500 (699)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額 9,461千円(取締役5名分7,961千円 監査役3名分1,500千円)が含まれております。  
 3. 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。  
 4. 役員退職慰労金の贈呈については、株主総会において別途決議されております。

## (6) 社外役員に関する事項

	社外取締役	社外取締役	社外監査役	社外監査役
	原田英治	松田文子	泉貴嗣	林晃司
①他の法人等の業務執行者の事実及び当社と他の法人等との関係	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)
②他の法人等の社外役員の兼務の事実及び当社と他の法人等との関係	—	—	(別記5)	—
③当社・特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—	—
④事業年度中の取締役会等での活動状況	(別記6)	(別記6)	(別記6)	(別記6)
⑤社外役員に対する報酬等の総額	(別記7)	(別記7)	(別記7)	(別記7)
⑥当社の子会社からの役員としての報酬等の額	—	—	—	—
⑦上記①～⑥の内容に対しての社外役員の意見があるとき、その意見	—	—	—	—
⑧社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	(別記8)	(別記8)	(別記8)	(別記8)

(別記1) 社外取締役原田英治氏は、英治出版株式会社社の代表取締役を兼ねております。なお、英治出版株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記2) 社外取締役松田文子氏は、(公財)大原記念労働科学研究所の総務部部长を兼ねております。なお、(公財)大原記念労働科学研究所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記3) 社外監査役泉貴嗣氏は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金の理事を兼ねております。なお、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記4) 社外監査役林晃司氏は、林晃司公認会計士・税理士事務所の代表を兼ねております。なお、林晃司公認会計士・税理士事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記5) 社外監査役泉貴嗣氏は、ゴール株式会社の監査役を兼ねております。なお、ゴール株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記6) 事業年度中の取締役会等での活動状況

社外取締役 原田英治

当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外取締役 松田文子

当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、労働科学分野の専門家としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 泉 貴嗣

当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、CSRコンサルタントとしての知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 林 晃司

当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての知識・経験に基づく発言を行っております。

(別記7) 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役2名： 5,719千円

社外監査役2名： 9,099千円

上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額1,619千円(社外取締役2名分919千円、社外監査役2名分699千円)が含まれております。

当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(別記8) 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 原田英治

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただいております。

社外取締役 松田文子

労働科学分野の専門家として幅広い知識と豊富な経験を有しており、主として労働安全衛生に係る助言をいただくことにより、引き続き当社の経営を適切に監督していただいております。

当社の連結子会社である株式会社光明工事にて、不正な資金流用及び利益相反取引等が行われていたことが発覚いたしました。泉社外監査役は本件を認識した後、内部監査室及び経理課の協力を得て独自の調査を行い、取締役会において本件を提起、内部統制システムの改善を勧告しました。また、第三者委員会報告書の受領後、取締役会において、本件に関して善管注意義務違反が認められた役付取締役の解職又は辞任を勧告いたしました。また、原田社外取締役及び松田社外取締役は取締役会において、島岡明彦氏への光明工事からの貸付けや光明工事とバランスコントロールとの下請工事取引について報告された際に、懸念を表明し、反対の意見を述べるなど、取締役として期待される監視活動を行っていただきました。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注)当社の会計監査人であったアーク有限責任監査法人は、2020年9月25日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,500千円
当社及び当社社会が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるリファード業務についての対価を支払っておりません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議をもって、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 株式に関する事項

- (1) 事業年度末日において発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数並びに当該株主の有する株式に係る当該割合

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 隆	1,640,000株	14.28%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,028,800株	8.96%
永 野 良 夫	784,200株	6.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	779,700株	6.79%
旭ダイヤモンド工業株式会社	600,000株	5.22%
ダイヤモンド機工株式会社	480,000株	4.18%
第一カッター興業従業員持株会	434,700株	3.78%
富国生命保険相互会社	400,000株	3.48%
光通信株式会社	296,900株	2.58%
KIA FUND 136	272,200株	2.37%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますため、上記株式数は当該株式分割後の持株数であります。

#### (2) その他株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 40,000,000株

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、同日付をもって発行可能株式総数は20,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

- ②発行済株式総数 12,000,000株（うち自己株式 520,895株）

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、同日付をもって発行済株式総数は6,000,000株（うち自己株式260,461株）増加し、12,000,000株となっております。

- ③株主数 2,309名（うち単元未満株主数 215名）

## 5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### 1 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役の職務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- ④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。  
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等
- ② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
  - ② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役へ報告し、適切な措置をとる。
  - ③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
  - ② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月1回開催する。
  - ③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。
  - ④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
  - ② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。
  - ③ 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。
  - ② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
  - ③ 当社の役員又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
  - ④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
  - ⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
  - ② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
  - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
  - ③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。
  - ② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
  - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。
- (11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
  - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
  - ② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
  - ③ 社外監査役として、企業経営・CSR（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況
- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
  - ② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。
  - ③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。
  - ④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

### (1) 重要な会議の開催状況

当期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は21回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は13回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

### (2) 当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を1回開催し、識別したリスクに対して評価及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めました。

### (3) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス意識の向上を図るために、法令や社会的規範、倫理的行動規範を含む社内規則を遵守するとともに、職場におけるハラスメントやインサイダー取引等に関する研修・教育等により、周知の徹底を行いました。

### (4) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の1つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

(5) 内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

(6) 反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規程」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底するのみならず、お取引先様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

---

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>【流動資産】</b>	<b>【10,915,497】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【2,756,382】</b>
現金及び預金	6,640,123	工事未払金	938,693
受取手形・完成工事未収入金	3,576,345	買掛金	137,873
売掛金	69,568	1年内返済予定の長期借入金	13,249
未成工事支出金	238,826	リース債務	20,787
商 品	83,622	未払法人税等	575,063
材料貯蔵品	150,619	賞与引当金	67,100
その他	161,587	その他	1,003,616
貸倒引当金	△5,196		
<b>【固定資産】</b>	<b>【7,076,226】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【914,075】</b>
(有形固定資産)	(5,225,681)	長期借入金	175,825
建物及び構築物	1,885,537	リース債務	36,695
機械装置及び運搬具	786,922	役員退職慰労引当金	271,426
工具、器具及び備品	34,837	退職給付に係る負債	326,491
土地	2,434,645	その他	103,636
リース資産	57,393		
建設仮勘定	26,344		
(無形固定資産)	(388,878)	<b>負債合計</b>	<b>3,670,457</b>
のれん	279,902	<b>純資産の部</b>	
その他	108,976	<b>【株主資本】</b>	<b>【13,621,254】</b>
(投資その他の資産)	(1,461,666)	資本金	470,300
投資有価証券	895,810	資本剰余金	462,044
繰延税金資産	258,430	利益剰余金	12,811,515
長期未収金	215,645	自己株式	△122,604
その他	335,545	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>【8,113】</b>
貸倒引当金	△243,765	その他有価証券評価差額金	13,764
		退職給付に係る調整累計額	△5,651
		<b>【非支配株主持分】</b>	<b>【691,897】</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,321,265</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,991,723</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>17,991,723</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

科 目	金 額
千円	千円
売上高 売上原価	17,328,270 2,009,522
売上総利益	11,613,237 1,410,776
売上総利益	5,715,032
販売費及び一般管理費	598,745
営業利益	3,553,005
営業外収益	2,760,772
受取利息 受取配当金 受取保険金 持分法による投資利益 雑収入	104 8,867 21,725 90,710 63,775
営業外費用	9,866
支払利息 投資有価証券売却損 売上債権売却損 不動産賃貸補償費 雑損	532 865 28 2,579 2,093 3,767
経常利益	2,936,089
特別利益	76,282
特別損失	32,571
固定資産売却益 固定資産売却損 固定資産除却損 投資有価証券評価損 貸倒引当金繰入額	24,135 8,284 14,247 215,645
税金等調整前当期純利益	262,312
法人税、住民税及び事業税	917,738
法人税等調整額	△24,324
当期純利益	1,889,215
非支配株主に帰属する当期純利益	145,718
親会社株主に帰属する当期純利益	1,743,496

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	462,044	11,211,507	△122,561	12,021,290
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△143,489		△143,489
親会社株主に帰属する当期純利益			1,743,496		1,743,496
自己株式の取得				△42	△42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,600,007	△42	1,599,964
当 期 末 残 高	470,300	462,044	12,811,515	△122,604	13,621,254

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△24,221	△17,781	△42,002	569,215	12,548,502
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△143,489
親会社株主に帰属する当期純利益					1,743,496
自己株式の取得					△42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37,986	12,129	50,115	122,682	172,797
当期変動額合計	37,986	12,129	50,115	122,682	1,772,762
当 期 末 残 高	13,764	△5,651	8,113	691,897	14,321,265

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>【流動資産】</b>	<b>【7,316,298】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【1,817,749】</b>
現金及び預金	3,908,356	工事未払金	754,928
受取手形	334,777	未払金	154,817
完成工事未収入金	2,645,390	未払費用	226,933
未成工事支出金	208,620	未払法人税等	333,463
材料貯蔵品	103,386	未払消費税等	108,642
前払費用	47,252	預り金	153,858
その他	69,480	賞与引当金	50,000
貸倒引当金	△965	その他	35,107
<b>【固定資産】</b>	<b>【6,411,164】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【357,082】</b>
(有形固定資産)	(4,444,314)	退職給付引当金	307,875
建物	1,198,685	役員退職慰労引当金	49,206
構築物	357,819		
機械及び装置	457,692		
車両運搬具	229,684		
工具、器具及び備品	16,677		
土地	2,165,810		
建設仮勘定	17,944		
(無形固定資産)	(105,476)		
ソフトウェア	94,330		
電話加入権	3,752		
その他	7,394		
(投資その他の資産)	(1,861,373)		
投資有価証券	192,339		
関係会社株式	1,255,491		
出資	580		
長期貸付金	449		
破産更生債権等	25,446		
長期前払費用	1,007		
繰延税金資産	214,942		
保険積立金	183,845		
その他	12,648		
貸倒引当金	△25,377		
		<b>負債合計</b>	<b>2,174,831</b>
		<b>純資産の部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	<b>【11,538,865】</b>
		(資本金)	(470,300)
		(資本剰余金)	(465,100)
		資本準備金	465,100
		(利益剰余金)	(10,707,183)
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	10,682,183
		別途積立金	3,790,000
		繰越利益剰余金	6,892,183
		(自己株式)	(△103,717)
		<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【13,764】</b>
		(その他有価証券評価差額金)	(13,764)
		<b>純資産合計</b>	<b>11,552,630</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,727,462</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>13,727,462</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

科 目	金 額	金 額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		13,474,319
完 成 工 事 総 利 益		9,363,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,110,869
営 業 利 益		2,443,206
営 業 外 収 益		1,667,663
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	112,133	
受 取 保 険 金	15,238	
受 取 家 賃	19,322	
雑 収 入	15,801	162,528
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	7,296	
支 払 補 償 費	2,093	
雑 損 失	687	10,077
経 常 利 益		1,820,113
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	67,392	67,392
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	228	
固 定 資 産 除 却 損	8,051	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14,247	22,527
税 引 前 当 期 純 利 益		1,864,978
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	538,928	
法 人 税 等 調 整 額	△5,097	533,831
当 期 純 利 益		1,331,147

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,690,000	5,804,525	9,519,525
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△143,489	△143,489
当期純利益						1,331,147	1,331,147
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	100,000	1,087,658	1,187,658
当 期 末 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,790,000	6,892,183	10,707,183

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△103,675	10,351,250	△24,040	△24,040	10,327,209
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△143,489			△143,489
当期純利益		1,331,147			1,331,147
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△42	△42			△42
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			37,805	37,805	37,805
当期変動額合計	△42	1,187,615	37,805	37,805	1,225,421
当 期 末 残 高	△103,717	11,538,865	13,764	13,764	11,552,630

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

第一カッター興業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 康

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一カッター興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

第一カッター興業株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、2021年10月8日に公表しました第三者委員会の調査報告書において指摘された通り、不十分な運用が判明しており、これを踏まえて取締役会は同月29日に再発防止策を公表しております。監査役会はこの再発防止策の実施状況を監視、検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月29日

第一カッター興業株式会社 監査役会

常勤監査役	渡 辺 清 二	㊟
社外監査役	泉 貴 嗣	㊟
社外監査役	林 晃 司	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役安立陽氏及び川内幸喜氏が辞任となります。

つきましては、補欠としての取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

#### <取締役候補者>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あだち まさし 安達昌史 (1978年2月14日生) 〈新任〉	2001年6月 当社入社 2007年7月 水戸営業所所長代理 2007年9月 水戸営業所所長 2009年4月 ビルメンテナンス事業部長 2019年7月 管理本部長[現任]	200株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 水戸営業所長、ビルメンテナンス事業部長、管理本部長を歴任し、当社事業全般における豊富な経験・知見を有することから、取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。</p>			
2	なめかた かずまさ 行方一正 (1953年5月4日生) 〈新任〉	1985年2月 ㈱エイチ・アイ・エス入社 1985年9月 ㈱エイチ・アイ・エス取締役経理部長 1993年2月 ㈱エイチ・アイ・エス取締役総務部長 1997年11月 ㈱エイチ・アイ・エス常務取締役管理本部長 2004年6月 ㈱エイチ・アイ・エス代表取締役常務人事部・経理部・関係会社管理部管掌兼総務部長 2005年1月 ㈱エイチ・アイ・エス代表取締役専務 2018年1月 ㈱エイチ・アイ・エス特別顧問 2018年3月 ㈱モバイルファクトリー社外監査役[現任] 2019年9月 ㈱ピーストラベルプロジェクト代表取締役[現任]	—株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要&gt; ㈱エイチ・アイ・エスの代表取締役を歴任し、在任中は主に経理や総務等の管理部門を担当するとともに、経営者としての豊富な経験及び実績を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。また、同氏には、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安達昌史氏は取締役候補者であり、行方一正氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、行方一正氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等に起因する損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております(ただし、利益または便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 行方一正氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役渡辺清二氏及び林晃司氏が辞任となります。  
つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は以下のとおりであります。

### <監査役候補者>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	ともなり りょうた 友 成 亮 太 (1983年6月13日生) <新任>	2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2010年12月 丸の内中央法律事務所入所[現任] 2018年12月 ㈱電波新聞社監査役[現任]	一 株
	<社外監査役候補者とした理由> 弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営を監督できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		
2	よこやま まさひろ 横 山 正 宏 (1990年2月28日生) <新任>	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2017年8月 河野公認会計士事務所入所 2018年4月 認定NPO法人フローレンスディレクター CFO 2020年8月 横山正宏公認会計士事務所設立[現任]	一 株
	<社外監査役候補者とした理由> 会計の専門家としての幅広い専門的な知識・経験を有しており、独立性をもって当社の経営を監督できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、友成亮太氏及び横山正宏氏が社外監査役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が役員としての地位に基づく善管注意義務違反行為等に起因する損害賠償請求を受けた場合、被保険者が負担することとなる争訟費用および損害賠償金等による損害を当該保険契約により填補することとしております(ただし、利益または便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為を行った場合等を除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 5. 友成亮太氏及び横山正宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 辞任取締役及び辞任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任される安立陽氏、川内幸喜氏の2名及び本総会終結の時をもって監査役を辞任される渡辺清二氏、林晃司氏の2名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。本退職慰労金の贈呈につきましては、各対象者のこれまでの貢献等を総合的に勘案し決定したものであり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針に沿うものとして相当であると判断しております。

その金額、支払の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、安立陽氏、渡辺清二氏並びに林晃司氏については、退職慰労金を全額贈呈した上で一部自主返納していただく予定でございます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
あだち よう 安立陽	1997年4月 当社入社 2007年7月 工事部長 2012年1月 工事本部長 2012年10月 執行役員工事本部長 2013年8月 ㈱ウォールカッティング工業取締役 2013年9月 常務取締役工事本部長 2017年8月 ㈱光明工事取締役 2020年4月 ㈱ユニペック取締役[現任] 2020年9月 専務取締役工事本部長[現任]
かわうち こうき 川内幸喜	1980年4月 当社入社 2007年7月 東京営業所所長代理 2009年7月 東京支店支店長 2011年8月 営業副本部長 2011年9月 取締役営業副本部長 2013年7月 取締役営業所統括部長 2020年7月 取締役安全環境部長[現任]

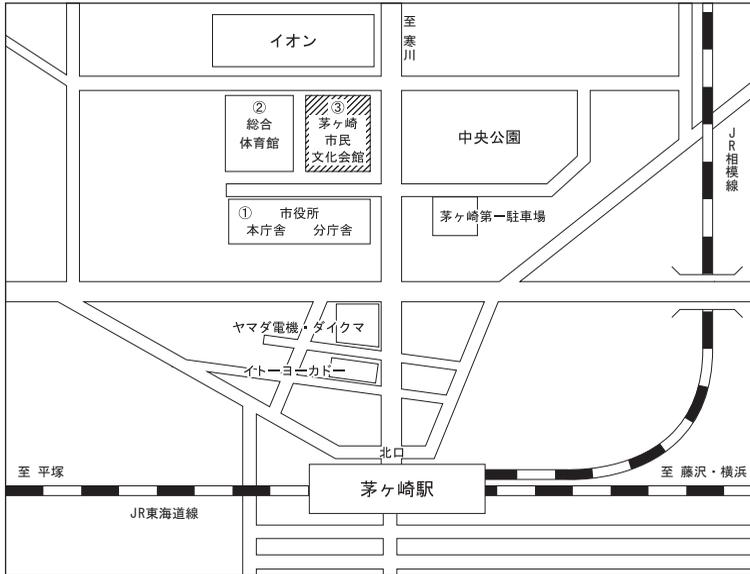
氏名	略歴	
わたなべ せいじ 渡辺 清二	1995年4月 2006年7月 2012年4月 2018年9月 2018年9月 2018年9月 2019年7月 2020年4月	当社入社 品質管理部長 内部監査室長 当社常勤監査役[現任] ㈱ウォールカッティング工業監査役[現任] ㈱光明工事監査役 ㈱アシレ監査役[現任] ㈱ユニベック監査役[現任]
はやし こうじ 林 晃司	1990年10月  2000年9月  2000年10月 2007年9月 2007年9月 2009年6月 2012年9月 2014年7月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所（主に監査業務に従事） センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 退職 金井会計事務所入所（主に税務業務に従事） 金井会計事務所退職 林晃司公認会計士・税理士事務所設立[現任] アビックス㈱監査役 当社社外監査役[現任] ㈱ムーバブルトレードネットワークス監査役

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目11-1  
茅ヶ崎市民文化会館 大ホール



## 電車ご利用の方

- ① JR 茅ヶ崎駅北口より徒歩8分
- ② JR 茅ヶ崎駅下車→（北口）バス  
茅25, 26, 45, 48, 52, 53, 54系統  
「市民文化会館前」下車（所要時間約2分）→徒歩1分

## 駐車場のご案内

有料駐車場「タイムズ茅ヶ崎の駐車場（地図上の①～③）」をご利用ください。

[駐車券を各施設共通の減免機に通すと1時間まで無料になります。]

※茅ヶ崎第1駐車場は閉鎖しました。